

川場村教育プロモーション動画制作業務における質問書の提出に対する回答書

No.	項目	質問内容	回答
1	業務目的・ターゲットに関する事項	応募要領では、本業務の目的として「移住を検討する子育て世代に対し、教育環境の魅力を発信する」と記載されていますが、特に重視されているターゲット層(未就学児世帯、小学生世帯等)の具体像についてご教示ください。	主たるターゲットは、未就学児から小学校低学年の子どもを持つ子育て世帯を想定しています。 なお、訴求の中心は当該層としつつも、特定の層に限定するものではなく、本村の教育環境の魅力が幅広く伝わる提案を求めます。
2	業務目的・ターゲットに関する事項	仕様書では、子どもを持たない移住希望者への訴求も目的に含まれておりますが、本動画における優先順位として、子育て世代とそれ以外の層の比重についてご教示ください。	本業務においては、主なターゲットを子育て世代としており、訴求の大部分(概ね9割程度)は当該層を想定しています。 一方で、子どもを持たない移住希望者についても、本村の教育環境や地域との関わりの魅力が伝わるよう、一定程度の要素を含めることとします。
3	仕様書(2)動画の内容について	村として『この行事の映像だけは絶対に外せない』という具体的な学校行事や地域イベント(例:川場学園の運動会、スマイルの特定活動など)はありますか? また、ロケ日はどれくらいを想定していますか?	仕様書6. 委託業務の内容(2)「動画の内容について」に記載している主な撮影対象・映像素材に掲げる行事等は、いずれも重要な要素と認識しています。また、特定の行事に限定する考えはなく、幅広い活動を対象に撮影することを前提としてください。 ロケ日数については特に定めておらず、各種活動の実施時期に応じて複数回の撮影を行うことを想定しています。 なお、撮影のために日程調整を行うことは予定しておりません。 これらを踏まえ、適切な撮影体制を含め提案してください
4	動画コンセプト・表現に関する事項	仕様書では「地域ぐるみで子どもを育てる風土」を主軸とするとありますが、必ず盛り込むべき象徴的な取組やキーワードがあればご教示ください。	本業務においては、「地域ぐるみで子どもを育てる風土」を主軸とし、仕様書及び別紙資料に基づき、本村の教育理念やこれまでの取組を踏まえて構成することを想定しています。 特定の取組やキーワードを個別に指定するものではなく、これらを踏まえ、本村の特徴や強みが効果的に伝わる表現について提案してください。
5	動画コンセプト・表現に関する事項	仕様書では「教育を主軸としたプロモーション動画」とする旨記載されていますが、演出トーン(ドキュメンタリー性重視/ドラマ性重視等)についてご意向があればご教示ください。	演出トーンについて特定の方向性は定めていません。 本業務の目的を踏まえ、最も効果的な表現手法について提案してください。
6	仕様書(2)動画の構成について	長尺とありますが、どれくらいの尺を想定されていますか?	本業務における動画の尺については、現時点で特定の時間は定めていません。 本村の目的を踏まえ、最も効果的な尺については事業者の提案内容を踏まえ、本村において判断します。

7	動画構成・本数に関する事項	仕様書では、長尺動画を基本としつつ、ダイジェスト版やテーマ別動画の提案を求めるとありますが、長尺動画の想定尺や1部2部を2本に分ける必要はございますか？また、最低限必要とされる動画本数の目安があればご教示ください。	長尺動画の具体的な尺については、現時点で特定の時間は決めていません。 本村の目的を踏まえ、最も効果的な構成及び尺について提案してください。 また、本業務は①及び②の内容を含めた長尺動画1本の制作を基本とします。 なお、ダイジェスト版やテーマ別の短尺動画等については、提案内容に応じて複数本の制作も可能とし、その構成や本数を含めて評価対象とします。
8	仕様書(2)動画の内容について	二部構成で制作とありますが、1本の動画の中に2つの要素を入れるという考えでいいのでしょうか？ または2本に分けて制作するというのでしょうか？	本業務は、①及び②の内容を含めた長尺動画1本の制作を基本としています。 なお、ダイジェスト版やテーマ別の短尺動画等については、提案内容に応じて複数本の制作も可能とし、その構成や本数を含めて評価対象とします。
9	仕様書(2)動画の内容について	教育現場を紹介する際に、子どもたちの撮影が必須になるかと思いますが、これらの撮影許可は、役場、学校を通じてお願いするかと考えておいていいのでしょうか？ (ダイジェスト版などのショート動画、SNSでの公開を含む)	撮影に係る児童生徒等の同意取得については、本村の事業として実施するため、役場及び学校等の関係機関を通じて対応します。 なお、受託者においても、撮影現場での同意状況の確認や声掛け等を含め、未同意者が映り込まないように適切に対応してください。
10	撮影対象者の許諾取得フロー(同意書の回収)について	児童生徒や関係者の「同意取得等について適切に対応する」とありますが、実際の同意書の配布および回収作業については、学校や教育委員会等の村側関係機関に実務面でのご協力をいただくことは可能でしょうか。	児童生徒及び関係者に係る同意取得については、本村の主体事業として実施するものであり、同意書の配布及び回収等の実務については、学校及び教育委員会等の関係機関と連携し、本村が主導して対応します。  一方で、受託者においても、撮影現場における対象者の把握や同意状況の確認等に十分配慮し、同意のない者が映り込まないように適切に対応してください。
11	撮影・取材に関する事項	仕様書では、学校・教育活動の撮影について教育委員会と協議の上実施するとありますが、撮影可能な授業や行事の範囲、制約条件についてご教示ください。	撮影可能な授業や行事の範囲及び制約条件については、受託者の企画内容に応じて、学校運営や児童生徒への配慮を踏まえ、教育委員会及び学校と協議の上、個別に調整することを想定しています。そのため、現時点で一律に定めているものではありませんので、これを前提とした提案としてください。
12	撮影・取材に関する事項	児童・保護者・教職員へのインタビュー実施について、実施可否および想定される調整方法についてご教示ください。	児童・保護者・教職員へのインタビューについては、実施可能です。 撮影対象となる行事や活動については、事前に協議の上で決定し、一定の周知を行うことを想定しています。 一方で、具体的なインタビュー対象者の選定や当日の調整については、受託者において現場で適切に対応してください。

13	撮影・取材に関する事項	地域住民(ボランティア等)への取材について、協力体制の有無および調整主体についてご教示ください。	地域住民(ボランティア等)への取材については、本業務の趣旨について一定の理解及び協力が得られている状況です。 一方で、具体的な取材内容や対象者については、企画内容により異なるため、現時点で詳細な調整は行っていません。 取材の実施にあたっては、提案内容を踏まえ、必要に応じて村と受託者、取材先にて協議の上、受託者において調整してください。
14	学校教育に関する事項や、学校及び教育関係者との調整、授業や教育活動等の撮影に係る対応については、所管する川場村教育委員会事務局と協議の上、実施するものとする	この事は、撮影に関してのご調整、ご相談、ご指導を頂けるとい認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 関係機関と連携の上、撮影に関する調整や相談等については、必要に応じて適宜対応します。
15	仕様書(2)動画の内容について	Hp にある動画のドローン映像は使用可能でしょうか？ 使用可能であるならどのような種類のものがありますか？また、素材としてお持ちでしょうか？	映像素材については、原則として受託者において撮影を行うことを前提としています。 なお、本村が保有する既存の映像素材(写真等)については、必要に応じて活用の可否を含め協議の上で使用可能としますが、具体的な内容や範囲については現時点で提示していません。
16	既存素材の活用に関する事項	仕様書では、既存映像の活用も可能と記載されていますが、提供可能な映像・写真・資料の範囲についてご教示ください。	本件については、No.15 の回答のとおりです。
17	既存素材の活用に関する事項	国際交流事業等の撮影同行が困難な場合は既存素材の活用とありますが、該当素材の具体的な有無および使用条件についてご教示ください。	国際交流事業等に係る既存素材については、現時点で体系的に整理された映像素材は保有していません。 このため、必要に応じて関係者から素材を収集することは可能ですが、写真や簡易的な映像が中心となることを前提としてください。
18	スケジュールに関する事項	四季の表現が求められる場合、季節ごとの撮影実施は必須要件か任意提案かについてご教示ください。	四季の表現については、必須要件として一律に定めているものではありません。 一方で、移住後の暮らしを具体的に想起できる映像表現は重要であると考えており、その観点を踏まえた提案を求めます。 表現方法(四季の撮影実施を含む)については、企画内容に応じて適切に判断してください。

19	仕様書 「10.留意事項」 (6)について	川場村は、当該成果物を本業務の目的に限らず、広報、PR、ホームページ、SNS、イベント等において自由に使用、編集、複製及び二次利用できるものとする。 ⇒ ナレーター等を起用する場合、二次利用の範囲については事前確認が必要となるため、「本業務の目的に限らず」との記載につきまして、想定されている利用範囲(例:研修用途等)がございましたらご教示いただけますと幸いです。	成果物の利用範囲については、本業務の目的に限らず、広報・PRに加え、研修、視察、イベント、講演等、幅広い用途での活用を想定しています。ナレーター等の外部素材を使用する場合は、当該利用に支障が生じない契約内容とすることを基本としますが、制約がある場合はその範囲を明確にした上で提案してください。提案内容を踏まえ、本村において判断します。
20	仕様書 「10.留意事項」 (7)について	撮影又は作成した映像データ、写真データ、編集用データその他の素材について、川場村が二次利用できる形式で納品するものとする。 ⇒ 納品形式につきましては、完成動画(完パケ)に加え、いわゆる白素材等のデータも含まれる認識でよろしいでしょうか。また、撮影素材一式のご提供については、データ容量の観点からも別途ご相談させていただくことは可能でしょうか。	納品形式については、完成動画に加え、動画制作に使用した素材についても一定範囲での提供を求めます。 具体的には、実際に使用した映像素材を中心に、本村において二次利用可能な形式での納品を想定しています。 なお、すべての撮影素材の提供を求めるものではなく、提供範囲や方法についてはデータ容量等も踏まえ、協議の上決定します。
21	著作権および外部素材(BGM等)の扱いについて	成果物の著作権はすべて川場村様に帰属し、二次利用等も自由に行えとされていますが、一般的な映像制作で使用する「ロイヤリティフリーのBGM音源」や「外部ナレーターの音声」等は、各サービスの利用規約上、著作権の完全譲渡が不可能な場合があります。これらの外部素材については、規約の範囲内での使用権許諾とする等のご相談は可能でしょうか。(納品した作品自体は川場村様に著作権はございます。ただ使われた曲のみを別の作品等に無許可で使用するという事が出来ない場合もございます)	当該利用に支障が生じない契約内容とすることを基本としますが、BGM やナレーター等の外部素材については、素材提供元の利用規約に基づき著作権の譲渡が困難な場合があることを踏まえ、必要に応じて使用条件や制約の内容を明確にした上で提案してください。 提案内容を踏まえ、本村において判断します。
22	制作体制・進行に関する事項	仕様書では、三者による打合せ実施とありますが、想定される打合せ頻度および意思決定フローについてご教示ください。	打合せの具体的な回数については定めていませんが、本業務の性質上、必要に応じて適宜実施することを想定しています。そのため、柔軟に対応可能な体制を前提として提案してください。 意思決定については、業務担当課であるむらづくり振興課及び教育委員会事務局において行い、内容に応じて学校現場等への確認を行います。そのため、都度の協議・確認を前提とし、受託者において独自に進行することのないよう留意してください。 なお、打合せや現地での調整対応については、仕様書「10.留意事項」に記載のとおりです。

23	制作体制・進行に関する事項	動画編集における修正対応について、想定される修正回数や確認プロセスについてご教示ください。	動画編集における修正対応については、一般的な制作業務の範囲内として、初稿提出後、概ね3回程度の修正を想定しています。 確認プロセスとしては、業務担当課であるむらづくり振興課及び教育委員会事務局において内容確認を行い、必要に応じて関係者への事実確認等を実施した上で、修正内容を指示することを想定しています。 なお、修正対応に関して制限等がある場合は、提案時にあらかじめ提示してください。
24	スケジュールに関する事項	応募要領では、契約期間が令和9年3月24日までとされていますが、納品時期および中間成果物の提出タイミングについてご教示ください。	納品時期については、本業務の履行期限である令和9年3月24日までに、動画の公開及び実績報告を含め完了するものとしてください。 中間成果物の提出時期は特に定めていませんが、業務の進行に応じて適宜報告を行い、本村の確認を受けながら進めてください。 なお、本事業は交付金事業であるため、期限内の確実な完了を前提とします。
25	仕様書(6)動画制作の実績報告について	実績を報告し、効果向上の提案とありますが、これは来年の3月いっぱいと考えていいのでしょうか？ 動画公開、実績報告をふくめ3月24日の締切と考えていいのでしょうか？	本業務の履行期限は令和9年3月24日までとしており、動画の公開及び実績報告を含め、同日までに完了するものとしてください。 なお、本事業は交付金事業であるため、期限内の確実な完了を前提とします。
26	効果測定・報告に関する事項	仕様書では、業務実績報告書の提出が求められていますが、評価指標(KPI)の設定や、報告に求められる分析レベルについてご教示ください。	本業務は、川場村の教育の理念や取組を効果的に伝える動画コンテンツの制作を主眼としており、再生回数等の数値指標について特定のKPIや目標値を設定して評価することは現時点では想定しておりません。そのため、本村としては、視聴回数やデータ分析といった数値的な成果よりも、訴求力の高い動画制作や、視聴者に本村の魅力が効果的に伝わる構成・表現に係る提案を重視しています。 業務実績報告については、動画の制作内容や構成意図、活用方法、発信状況等を整理するとともに、可能な範囲での視聴状況等を参考情報として含め、今後の情報発信に資する分析及び提案を含めた内容としてください。

27	<p>「村公式 YouTube チャンネル及び村公式移住特設サイトでの動画配信及び実績報告」に関する確認事項</p>	<p>・「村公式 YouTube チャンネル」および「村公式移住特設サイト」は、現在川場村様が直接管理されているのでしょうか。それとも外部業者様が管理されているのでしょうか。</p> <p>もし外部業者様が管理されている場合、弊社は「適切な形式のデータを納品し、実際のアップロードやサイト更新作業はその業者様(または村のご担当者様)にお願いする」という認識でよろしいでしょうか。(※弊社が契約期間中のサイト運営業務自体を担うわけではない旨の確認となります)</p> <p>・YouTube への直接アップロード等が必要な場合の対応について 仮に弊社が YouTube 等へのアップロード作業を直接行う想定の場合、該当アカウントのログイン情報等を共有いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>村公式 YouTube チャンネルについては、管理は外部事業者が行っていますが、アカウントの権限は本村に帰属しています。</p> <p>本業務における動画のアップロードについては、仕様書「6(5)動画配信について」に基づき受託者の業務範囲と想定しており、必要に応じてログイン情報の共有等により対応します。</p> <p>一方、村公式移住特設サイトについては、本村にて管理・運用を行っており、YouTube 動画の埋め込みにより掲載する想定です。</p> <p>そのため、サイトへの掲載作業は本村で実施しますので、受託者においては YouTube へのアップロードおよび公開設定までを行ってください。</p>
	<p>・「動画の実績報告」の定義とレポート要件について 「実績報告」とは、YouTube のアクセス解析情報等のレポート化を指しているという認識でよろしいでしょうか。その場合、必要なデータを抽出するためにアカウントへのアクセス権限をいただくか、村側からデータを共有いただく必要がございます。また、YouTube の標準的なアクセス解析(再生回数等)以外に、特別に測定・報告を求められる指標や、目標とする KPI 等があればご教示ください。</p>	<p>本業務における「実績報告」は、YouTube のアクセス解析情報(再生回数等)のレポート化のみを目的とするものではありません。</p> <p>再生回数等について特定の KPI や目標値は設定していませんが、最低限の実績として整理・報告してください。</p> <p>業務実績報告については、制作内容や構成意図、活用方法、発信状況等を整理し、今後の情報発信に資する分析及び提案を含めた内容としてください。</p>	
	<p>・実績報告の対象期間について 本業務の契約期間(令和 9 年 3 月 24 日まで)内で、動画公開後、どの程度の期間のデータを計測し、実績報告としてまとめるスケジュールを想定されていますでしょうか。</p>	<p>実績報告の対象期間について、特定のデータ計測期間は設定していません。</p> <p>データ計測を行う場合は、本業務の目的を踏まえ、適切な期間を受託者において設定してください。</p> <p>本業務の履行期限である令和 9 年 3 月 24 日までに、動画の公開及び実績報告を含め完了するものとしてください。</p> <p>なお、本事業は交付金事業であるため、期限内の確実な完了を前提とします。</p>	
	<p>・「動画配信」における有料広告の有無について 業務に含まれる「配信」は、オーガニック(無料)での掲載のみを想定されていますでしょうか。それとも YouTube 広告や SNS 広告といった「有料広告の配信費および運用費」は含まれる想定でしょうか。(若しくは弊社の考えで有料広告は行わないという提案でもよろしいでしょうか?)</p>	<p>本業務における「動画配信」については、有料広告の実施を必須とするものではありません。</p> <p>再生回数の確保や広告配信を前提とした業務ではないため、有料広告の実施有無を含め、手法については本業務の目的を踏まえ、受託者において適切に判断してください。</p> <p>なお、有料広告の実施を提案する場合は、その必要性や効果を含めて提案してください。</p>	

28	仕様書(8)自由提案について	<p>① 企画提案にある『自由提案(移住施策に係る効果向上案)』の実施費用について質問です。</p> <p>● この実施費用も、上限 504 万円の委託料にすべて含めるという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>● あるいは、本委託はあくまで『動画制作と戦略立案』までとし、自由提案の実装(例:実際の広告配信費やイベント運営費など)については、採択後に別途予算化、あるいは次年度予算での執行を検討いただける余地はありますか？」</p>	<p>自由提案の実施に係る費用については、仕様書に記載のとおり、委託金額の範囲内に含まれるものとします。なお、当該範囲を超える費用は本業務の対象外とします。</p> <p>また、受託者の自主的な取組として、本業務完了後に動画の分析等を行い、その結果を踏まえて次年度以降に向けた提案を行うことを妨げるものではありません。</p>
29	審査・評価に関する事項	自由提案について加点対象と記載されていますが、評価されやすい提案領域(例:プロモーション施策、波及施策等)があればご教示ください。	<p>自由提案については、本業務の目的達成に資する内容であれば分野を限定するものではなく、提案内容全体を踏まえて評価します。</p> <p>特定の評価領域をあらかじめ示すことは想定していませんので、発想や工夫、実現性を含め、総合的に判断します。</p> <p>そのため、提案内容は分野にとらわれず、目的に照らして最適と考える内容を提案してください。</p>
30	審査・評価に関する事項	応募要領では、審査基準は非公表とされていますが、特に重視される評価観点(企画力・実現性・価格等)について、差し支えない範囲でご教示ください。	<p>審査基準については、応募要領に記載のとおり非公表としています。</p> <p>審査にあたっては、企画内容、実現性、実施体制、等を含め、総合的に判断します。</p> <p>なお、価格については、委託金額の上限の範囲内において、本業務目的達成に資するために適切な内容及び規模となるよう提案してください。</p>
31	二次審査(プレゼンテーション)における審査員の資料把握状況について	<p>二次審査(プレゼンテーション)における審査委員会の方々へ、事前に提出した企画提案書の内容をあらかじめ精査された上で当日を迎えられるという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>プレゼンテーション時間(15分間)の構成を最適化し、資料の要約に重点を置くか、あるいは提案の核心部分や具体的な実施手法の詳説に重点を置くかを判断し、より効果的な説明を行うための参考にさせていただきたく存じます。</p>	<p>企画提案書については、事前に審査委員へ配布する予定ですが、当日のプレゼンテーション内容も含めて総合的に審査を行うことを想定しております。</p> <p>そのため、プレゼンテーションにおいては、提案内容の要点や特に強調したい事項について、分かりやすくご説明いただくことを期待しております。</p>